

## 嘉麻市立織田廣喜美術館条例改正新旧対照表

改正後	現行				
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、嘉麻市立織田廣喜美術館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(設置、名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>嘉麻市ゆかりの芸術家織田廣喜を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与するため、嘉麻市立織田廣喜美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>嘉麻市ゆかりの芸術家織田廣喜を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与するため、嘉麻市立織田廣喜美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 <u>美術館の位置は、嘉麻市上臼井767番地とする。</u></p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 823 611 868">名 称</th> <th data-bbox="611 823 1117 868">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 868 611 916">嘉麻市立織田廣喜美術館</td> <td data-bbox="611 868 1117 916">嘉麻市上臼井767番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	嘉麻市立織田廣喜美術館	嘉麻市上臼井767番地	
名 称	位 置				
嘉麻市立織田廣喜美術館	嘉麻市上臼井767番地				
<p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 美術館は、<u>法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>美術資料の収集、保管及び展示をし、一般公衆の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>美術資料の調査、研究及び刊行物の発行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</u></p>	<p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 美術館は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>美術資料の収集、保管及び展示をし、一般公衆の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>美術資料の調査、研究及び刊行物の発行に関すること。</u></p> <p>(3) <u>美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</u></p>				

改正後	現行
<p>(4) 美術館の施設を一般公衆の利用に供すること。</p> <p>(5) <u>その他嘉麻市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（利用許可）</p> <p>第8条 美術館内の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、美術館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「<u>利用許可</u>」という。）に際し、条件を付けることができる。</p> <p>（利用許可の制限）</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用許可</u>をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物、設備又は器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 商品の宣伝展示、即売等営利を目的として利用すると認められるとき。</p> <p>[削除]</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第10条 略</p>	<p>(4) 美術館の施設を一般公衆の利用に供すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、嘉麻市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>（利用許可）</p> <p>第8条 美術館内の施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、美術館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。</p> <p>（利用許可の制限）</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条の許可</u>をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物、設備又は器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 商品の宣伝展示、即売等営利を目的として利用すると認められるとき。</p> <p>(4) <u>暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。</u></p> <p>(5) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>第10条 略</p>

改正後	現行
<p>[削除]</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美術館の入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催し、共催し、又は後援する行事等により入館するとき。</p> <p>(2) 公用で観覧するとき。</p> <p>(3) <u>療育手帳制度要綱</u>（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者が手帳を提示したとき。</p> <p>(4) <u>障がい者が入館する際の介護人のうち1人（当該障がい者の障がいの状態により介護人1人では障がい者の観覧が困難であると認められる場合は、必要と認められる人数）</u></p> <p>(5) 年齢満65歳以上の者が、その年齢を確認できる証明書等を提示したとき。</p> <p>(6) 毎週土曜日に、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）若しくは高等学校（中等</p>	<p><u>(使用料)</u></p> <p>第11条 <u>施設の使用料は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美術館の入館料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催し、共催し、又は後援する行事等により入館するとき。</p> <p>(2) 公用で観覧するとき。</p> <p>(3) <u>療育手帳制度について</u>（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者が手帳を提示したとき。</p> <p>(4) <u>障害者が入館する際の介護人のうち1人（当該障害者の障害の状態により介護人1人では障害者の観覧が困難であると認められる場合は、必要と認められる人数）</u></p> <p>(5) 年齢満65歳以上の者が、その年齢を確認できる証明書等を提示したとき。</p> <p>(6) 毎週土曜日に、小学校（<u>盲学校等の小学部を含む。</u>）、中学校（<u>中等教育学校の前期課程及び盲学校等の中学部を含む。</u>）若しくは高等学校（<u>中等教育学校の後期課程及び盲学校等の高等部を含む。</u>）の児童若し</p>

改正後	現行
<p>教育学校の後期課程及び<u>特別支援学校の高等部</u>を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が観覧するとき。</p> <p>(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教育課程による学習活動として、<u>児童及び生徒並びに</u>これらの引率者が観覧するとき。</p> <p>(8) 妊娠をしている者が、母子健康手帳を提示したとき。ただし、出生届出済証明に証明がある場合は、適用しない。</p> <p>(9) その他<u>市長</u>が公益上特に必要と認めたとき。</p> <p><u>(入館料の不還付)</u></p> <p><u>第12条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第13条 施設の使用料は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第14条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p>	<p>くは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が観覧するとき。</p> <p>(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教育課程による学習活動として、<u>児童・生徒及び</u>これらの引率者が観覧するとき。</p> <p>(8) 妊娠をしている者が、母子健康手帳を提示したとき。ただし、出生届出済証明に証明がある場合は、適用しない。</p> <p>(9) その他<u>教育委員会</u>が公益上特に必要と認めたとき。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第13条 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(入館料等の不還付)</u></p>

改正後	現行
<p><u>第15条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第16条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>利用許可</u>を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により<u>利用許可</u>を受け、又は<u>利用許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条第2項の規定による利用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第9条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 前項に規定する措置により、利用者が損害を被っても、<u>市</u>は、その責めを負わない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第17条</u> 利用者は、施設の利用を終了したとき又は利用の中止を命じられたとき若しくは<u>利用許可</u>を取り消されたときは、直ちに、原状に回復し、返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償等)</p>	<p><u>第14条</u> 既納の<u>入館料及び使用料</u>は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第15条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>利用の許可</u>を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により<u>許可</u>を受け、又は<u>許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条第2項の規定による利用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第9条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>2 前項に規定する措置により、利用者が損害を被っても、<u>教育委員会</u>は、その責を負わない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第16条</u> 利用者は、施設の利用を終了したとき又は利用の中止を命じられたとき若しくは<u>利用の許可</u>を取り消されたときは、直ちに、原状に回復し、返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償等)</p>

改正後	現行
<p><u>第18条</u> 入館者又は利用者は、美術館の施設、設備、器具、資料等を損傷し、又は汚損し、若しくは紛失したときは、現品又は教育委員会が認定する額をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 資料の観覧者又は貸出し等を受けた者が、その責めに帰すべき理由により資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(織田廣喜美術館運営協議会の設置)</u></p> <p><u>第19条</u> 美術館の運営に関し、館長の諮問に<u>応じる等のため、法第20条第1項の規定に基づき</u>、嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を<u>設置する</u>。</p> <p>2 運営協議会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(1) 学識経験者 2人以内</u></p> <p><u>(2) 学校教育関係者 2人以内</u></p> <p><u>(3) 社会教育関係者 2人以内</u></p> <p><u>(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内</u></p> <p><u>(5) 市民からの公募による者 1人以内</u></p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、</u></p>	<p><u>第17条</u> 入館者又は利用者は、美術館の施設、設備、器具、資料等を損傷し、又は汚損し、若しくは紛失したときは、現品又は教育委員会が認定する額をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 資料の観覧者又は貸出し等を受けた者が、その責めに帰すべき理由により資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(運営協議会)</u></p> <p>第18条 美術館の運営に関し、館長の諮問に<u>応ずるため</u>、嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を<u>置く</u>。</p> <p>2 運営協議会は、委員8人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(1) 学校教育関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 学識経験者</u></p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[追加]</p>

改正後	現行												
<p><u>委員を辞したものとみなす。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第2 (第13条関係)</p> <p>美術館施設使用料 (1時間につき)</p> <table border="1" data-bbox="163 555 1115 699"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室5</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>市民アトリエ</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が入場料を徴収し、又は有料にて資料などの頒布を行う場合は、100パーセントの割増料金とする。</li> <li>2 市外の団体及び個人が利用する場合は、100パーセントの割増料金とする。ただし、前項の条件を兼ねる場合は、200パーセントの割増料金とする。</li> <li>3 利用目的が準備等に利用する場合は、基本料金の30パーセント相当額とする。</li> <li><u>4 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</u></li> </ol>	室名等	金額	展示室5	1,080円	市民アトリエ	1,080円	<p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>美術館施設使用料 (1時間につき)</p> <table border="1" data-bbox="1142 555 2094 699"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室5</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>市民アトリエ</td> <td>1,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が入場料を徴収し、又は有料にて資料などの頒布を行う場合は、100パーセントの割増料金とする。</li> <li>2 市外の団体及び個人が利用する場合は、100パーセントの割増料金とする。ただし、前項の条件を兼ねる場合は、200パーセントの割増料金とする。</li> <li>3 利用目的が準備等に利用する場合は、基本料金の30パーセント相当額とする。</li> </ol> <p>[追加]</p>	室名等	金額	展示室5	1,080円	市民アトリエ	1,080円
室名等	金額												
展示室5	1,080円												
市民アトリエ	1,080円												
室名等	金額												
展示室5	1,080円												
市民アトリエ	1,080円												